心理学・教育学委員会 教育学分野の参照基準検討分科会 (第 24 期・第 4 回)

議事要旨

日時 令和元年9月9日(月)13時10分~16時00分

会場 日本学術会議 5-A(1)会議室

出席者: 松下委員長、小玉副委員長、深堀幹事、西岡幹事、本田委員、生田委員、

岩瀬委員、小山委員、高野委員、中山委員、油布委員、浜田委員、松浦委員 欠席者:志水委員、小川委員、杉本委員、鈴木委員、中坪委員、宮崎委員、笠委員

議題

- (0) 議事に先立って
- 海外出張中の方が 2 名おられるため、9 名以上で定足数に達したことを確認して開会。
- (1) 前回議事要旨の確認
- 既に確認済みのため、省略
- (2) 教育学分野の参照基準(第一次案)についての意見の紹介
- 松下委員長より、第一次案に対し、教育関連学会連絡協議会公開シンポジウム (2019年3月16日、60名程度の参加)、ならびに広島大学教育ヴィジョン研究センター(EVRI)研究拠点創成フォーラム (2019年5月9日) において寄せられた意見について、資料に基づき紹介があった。
- (3) 教育学分野の参照基準 (第二次案、Appendix 1・2含む) についての議論
- 1) 原案、ならびに欠席された委員からの意見の紹介
- 松下委員長より、第一次案と比べて第二次案を変更した箇所について、資料に基づき説明があった。
- 浜田委員より、<参考資料1>の案について、資料に基づき説明があった。
- 深堀幹事より、<参考資料2>の案について、資料に基づき説明があった。
- ◆ 松下委員長より、第二次案について、欠席の委員からいただいた意見について、資料に 基づき説明があった。
- 2) 続いて、意見交換・議論が行われた。主な意見は、下記の通りである。
- 「コミュニケーションする」は、「コミュニケーションを行う」に変更する。

- 大学のディプロマ・ポリシーについて検討する際に、参照基準に基づいて議論すること により、「教育学とは何か」のアカデミックな議論を促す効果が期待される。
- <参考資料2>について、イギリスの例では教育学の学士課程だけを論じることになり、教育学の学士課程と教職課程が密接にかかわるものだとする第二次案の趣旨とは 矛盾する誤解を招く恐れがあるので、その辺の誤解がないように記述する必要がある。
- <参考資料2>でイギリスの例を紹介しているのは、「参照基準は過度な標準化を求め、 各大学の自律性・自主性を阻害するものだ」と見られないようにしたい、という趣旨で ある。
- <参考資料2>は大変興味深い内容であるが、現状ではかなり高度な思考を要求する ものとなっているため、2ページ程度に圧縮したほうがよい。
- <参考資料2>を2ページ程度に圧縮する場合、他の箇所に掲載して、引用先を示すことにしたい。
- 教員養成の現場にいるものとして、第二次案はよくまとまっているし、これなら 3 ポリシーの議論に使えるという印象である。
- 教育の目的論的探究という記述において、「目的論」としてしまうとテレオロジーみたいに見えてしまうので、「教育目的に関する」といった記述にしてほしい。
- シティズン・プロフェッショナルとは、アマチュアの視点を含んだプロフェッショナルという意味である。
- 「オルターナティブ」などカタカナを使わないほうが良いという意見もいただいているが、キーワードとして目立たせたいところではカタカナを残したい。
- 技術知・反省知、再帰性など抽象的な概念が多いので、検討を要する。規範的・実証的・ 実践的と技術知・反省知の関係、反省知と再帰性の違いなども明確にしてほしい。
- 「未来性」とは、未来に向けて考察・提案するという教育学の特徴を表したものである。
- 「被教育者」という用語は、「学習者」に変えたほうがよい。
- 職業的な内容が、「職業上求められる能力」「教育学と教員養成」と散在している。教員 養成や教職課程コアカリキュラムについては別で述べる、というように関連する場所 への言及があった方がいい。
- 「202参照」となっているところは、どういう点で参照してほしいのかの説明を入れて ほしい。
- 態度・価値観のところは、「勇気」という語にはひっかかるので、「態度」で通したほうがよい。
- <参考資料1>において、「各教育研究者はそこに閉じがちである」という記述にも難しさを感じる。
- 3)日本社会教育学会、日本教育経営学会から、8月上旬にいただいた意見についての検討
- 転送設定がうまくいっておらず、本日、委員のご指摘で受信していたことに気づいたた

め、お詫びのご連絡を入れる。

- (教育学の自律性を考えたとき、教育を対象とする学問の総称ということにとどまらない規定の仕方をしてほしい、という意見に対して)教育学の定義については、皆さんからいただいたご意見を踏まえると、「教育を対象とする」という規定しかできない。また、教育学の下位領域の名称は出さないと、議論が抽象的になって、わかりにくい。他の学問分野に対して、教育学とは何かを主張していく側面も、参照基準にはある。
- 教育学の下位領域の分類について両学会から異論が寄せられているため、再検討を行う。 (a)(b)と箇条書きにすると、分類だということが強調されてしまうので、本文の中で記述 する形式のほうがよい。
- 「規範的アプローチ」は、「価値論的アプローチ」としたほうがよいという意見を日本社 会教育学会から意見をいただいているが、規範的アプローチのままで問題なしと判断し た。

(4) 今後のスケジュールについて

- 松下委員長より、今後のスケジュールについて資料に基づき提案され、承認された。
- 今後、日本教師教育学会第 29 回大会(2019 年 9 月 22 日)、日本教育方法学会第 55 回 大会(2019 年 9 月 28 日)において、参照基準について報告を行う予定であることが 紹介された。
- パブリックコメントについては、第二次案を教育関連学会連絡協議会に掲載して、意見を募る。また、各学会、日本教育大学協会、全国私立大学教職課程協会、大学院博士課程を置く国立大学法人教育学部長会議など、教育学に関わる学協会、大学のネットワークにリンクを貼っていただく。組織として統一した見解を提出していただくのは難しいと思われるので、個人的に意見を出してくださるよう周知を依頼する。